

トキ野生復帰の取り組みが農業に与えた影響

水野 亮*

要 旨

本稿は、佐渡の農家がトキ野生復帰の取り組みをどのように受け止め、それによってコメ産地としてどのような変化を遂げてきたのかを、各種統計や筆者が実施した農家への聞き取り調査の結果から考察した。トキの餌場を増やす必要性と2004年の台風被害以降しばらく続いていたコメ産地としての厳しい状況を抜け出す必要性から環境保全型農業の取り組みが進み、2008年から「朱鷺と暮らす郷づくり」認証制度が始まった。農家への聞き取り調査から、佐渡の農家を五つの類型に分け、農家の中には認証米の参加に積極的な農家と消極的な農家がいることがわかった。積極的な農家は、環境に配慮した栽培を行うことによって他の農家との差別化を図り、コメを優位に販売したいという意図があった。一方で、消極的な農家は認証米が抱える生産面や所得面などの課題を意識し、認証米には、あまりメリットを感じていない。認証米の存続には、これらの課題の解決が不可欠となっている。

キーワード：トキ、野生復帰、佐渡市、環境保全型農業、生き物ブランド米

I はじめに

1 研究目的

現在、新潟県佐渡市では1999年に2羽のトキが中国から贈られたことをきっかけとして、トキ野生復帰への取り組みが盛んになっている。2008年には野生下への定着を目指して放鳥が始まり、2012年9月には第7次放鳥が実施された。絶滅種を人間の手によって再度自然界へ定着させるには、変化してしまった環境の再生も同時に行わなければならない。地元住民は環境の再生に組みつつ、今までなかったトキとの共生を迫られている。とりわけ佐渡にある約6,000haの水田は、里山を含めた二次的自然の一部分を担っており、水生小動物を捕食するトキにとって重要な餌場となっている。そのため、トキ野生復帰の成功には水田を含めた二次的自然における生物多様性の再生が急務となっている。

自然環境と直結した産業である農業は、トキ野生復帰を契機としてそのあり方が問われている。佐渡市では「朱鷺と暮らす郷づくり」認証制度が2008年から始まっている。この認証制度は生き物の名前を商品名に冠してブランド化を図り、付加価値をつけて販売する生き物ブランド米の1つである。佐渡ではこの認証米制度がトキ野生復帰のためだけでなく、長らく続いたコメ産地としての低迷期を抜け出すための策としても期待されている。

佐渡におけるトキ野生復帰に関する先行研究は多数存在し、アンケートからトキ放鳥への住民意識について調査し

た本田(2009a, 2009b)や、トキの試験放鳥直前の佐渡市のレクリエーション機能をトラベルコスト法を用いて評価した田中(2011)などがある。佐渡の農業をテーマとした研究では、無農薬栽培に積極的に取り組む農家団体「トキの田んぼを守る会」を取り上げ考察した田中・上岡(2008)や、環境保全型農業¹⁾導入にあたって生産上の現状と課題を明らかにした大竹(2010)などがある。

今までの先行研究の成果を踏まえ、佐渡をコメ産地の一つとして分析し、トキ野生復帰を契機に進められている環境保全型農業の取り組みを農家がどのように受け止めているのかについて明らかにすることは、この認証米制度の成否を評価する上で大きな意味合いをもつ。そこで本稿は、佐渡の農家がトキ野生復帰の取り組みをどのように受け止め、それによってコメ産地としてどのような変化を遂げてきたのかを、各種統計や筆者が実施した農家への聞き取り調査の結果から考察することを目的とする。

2 研究対象地と方法

本稿では、日本のトキが最後まで生息し、トキ野生復帰の取り組みが行われている新潟県佐渡市²⁾(図1)を対象地とする。米を出荷する際の産地区分が島全体で佐渡産とされていることや、後述する佐渡市の「朱鷺と暮らす郷づくり」認証米制度とそれを支える佐渡産戸別所得補償制度³⁾が佐渡市全域の農家を対象として実施されていることから、対象地を佐渡市全域とした。また、筆者が実施した農家への聞き取り調査はトキ保護の中心地で、佐渡トキ保護センターがある新穂地区(図1)に住む農家を対象を絞った。新

*前・法政大学文学部地理学科

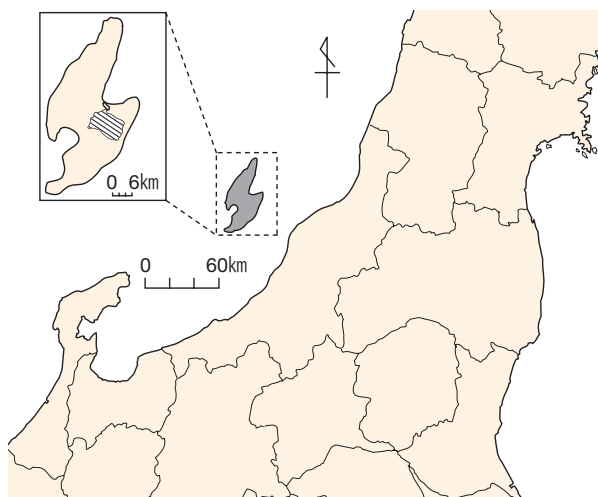


図1 佐渡市の位置(薄墨部)と新穂地区(旧新穂村)の位置(斜線部)



写真1 佐渡市新穂地区の里山に囲まれた水田
(2012年6月、筆者撮影)

穂地区は、佐渡トキ保護センターや野生復帰ステーションが存在し、野生のトキが最後まで生き残っていた地域である。農家を取り巻く環境を明らかにするため、農家以外にも佐渡市役所、新潟県佐渡地域振興局、NPO法人「トキどき応援団」⁴⁾に対しても聞き取り調査を実施した。

II コメ産地としての佐渡と環境保全型農業の必要性

1 環境保全型農業導入の必要性

佐渡における環境保全型農業は主に二つの必要性から導入された。一つはトキの餌場を確保するために生物多様性を高める必要性があったからである。現在、佐渡ではトキの餌場を増やすために、棚田の復元や休耕田のビオトープ化などが進められている。佐渡市が実施するビオトープ整備事業によって、徐々にビオトープ面積は拡大傾向にあるが、ビオトープを維持管理する人が不足している現状もあり、ビオトープだけで野生復帰に十分な餌場を確保するのは難しい⁵⁾。トキの餌場確保という点において、ビオトープ整備だけでは足りないため、水田における環境保全型農業の積極的導入により水田の生物多様性を高めていくことが、トキ野生復帰において重要であるといえる。

二つ目は、2004年の台風被害以降しばらく続いていたコメ産地としての厳しい状況を抜け出す手段としての必要性があったからである。食の多様化によってコメの消費量が低下したり、国際的な輸入自由化の流れが強まるなど、農業にとっては厳しい時代となっている。こうした背景の中で、コメ農家はどのようにして売れるコメを作っていくかが問われるようになった。1987年に導入された特別栽培米制度⁶⁾や相次ぐ各種制度の整備によって、環境保全型農業の拡大が加速し、食の安全を売りにして他の産地や農家との差別化を図る動きが高まっていった。しかし、環境保全型農業の普及が進んで特別栽培米が市場に多く出回るにつれて、消費者にとってはどの産地も同じように捉えられるようになり、さらなる差別化を図る必要に迫られたの

である。このような状況下で登場したのが、生き物ブランド米である。消費者にとって受け入れられやすく環境の良さや食の安全の象徴となる生き物、とりわけ生態系のシンボルとなっている魚や鳥を名前に冠してブランド化を図ろうとする動きがみられるようになっていく。佐渡市が実施している「朱鷺と暮らす郷づくり」認証制度もこの生き物ブランド米の一つである。2005年7月時点の調査では、全国で少なくとも18種類の生き物ブランド米が存在している(朝日新聞2009年5月12日)。

農家の一部には「朱鷺と暮らす郷づくり」認証制度に参加せず、独自に減農薬・減化学肥料栽培による環境保全型農業に取り組んでいる農家も存在していると思われるが、「朱鷺と暮らす郷づくり」認証制度に参加すると所得補償金が出ることもあり、環境保全型農業に取り組む農家の大部分はこの「朱鷺と暮らす郷づくり」認証制度に参加していると考えられる。そこで、本稿では環境保全型農業に取り組んでいる農家は「朱鷺と暮らす郷づくり」認証制度に参加しているものとして分析を進めていきたい。

2 コメ産地としての佐渡

2010年の国勢調査によると、佐渡市は第一次産業の割合が21.9%と高い。その上、販売農家の92.5%が水稻の作付けを行っており、水田稲作農業が盛んな地域となっている。しかし、農業就業人口における65歳以上の割合は全国が61.6%であるのに対して、佐渡では70.7%であり、全国と比べて高齢化が進んでいる(2010年世界農林業センサス)。また、水稻の作付面積は2000年に6,830haであったが、2011年には6,020haまで減少している(作物統計)。

2004年8月、佐渡市に接近した台風15号は、フェーン現象を伴う強風により潮風害を発生させた。さらに、台風15号の直後に立て続けて二つの台風が接近し被害を拡大させた。これらの台風の影響で、佐渡は甚大な農作物被害を被った。2004年の作況指数⁷⁾は51となり、統計を取り

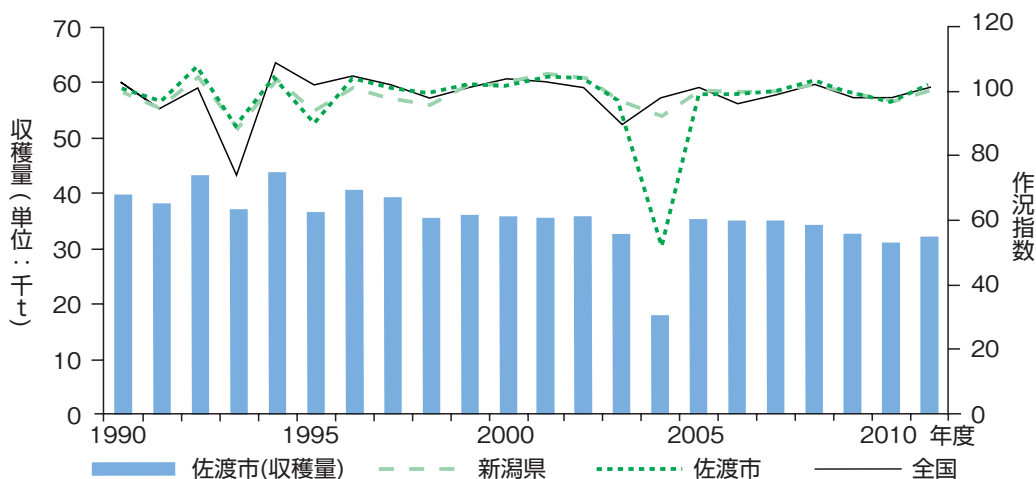


図2 水稻収穫量(佐渡市)と作況指数の推移
作物統計および平成22年度北陸の作物統計より筆者作成

表1 聞き取り調査先一覧

| | | 経営面積 | 農業従事人数 | 栽培品種 | 主食用米栽培面積 |
|-----|------------------|--------|--|---|----------|
| 農家ア | 集落営農組合 | 100ha | 職員4人 組合農家71戸 (集落内の非組合農家7戸) | 5割減減コシヒカリ(認証米)38.8ha 8割減減コシヒカリ(認証米)8.7ha 在来コシヒカリ(認証米)1.4ha 無無コシヒカリ(認証米)14.6ha 5割減減こしいぶぎ(認証米)14.6ha 5割減減こがねもち(認証米)5.1ha | 76.1ha |
| 農家イ | 農業生産法人 (有限会社) | 30ha | 職員2人 パート4人 | 無無コシヒカリ0.5ha 8割減減12.5ha 5割減減6.3ha | 20ha |
| 農家ウ | 農業生産法人 (有限会社) | 20ha | 役員2人 職員3人 | 5割減減減コシヒカリ8ha 5割減減こがねもち2.3ha | 15ha |
| 農家エ | 個人農家 | 30ha | 農業従事4人 (父、母、次男、三男) 繁忙期のみ従事1人(長男) | 慣行・化学肥料こしいぶぎ6.6ha 5割減減コシヒカリ13.2ha | 19.8ha |
| 農家オ | 個人農家 | 1ha | 1人 | 5割減減コシヒカリ(認証米)0.7ha | 0.7ha |
| 農家カ | 個人農家 | 1.18ha | 農家イに委託 | — | — |

※5割減減栽培とは、慣行比5割以上の減農薬・減化学肥料のことである。本稿では同様に、3割減減、8割減減といった表現を使用する。また、無無栽培とは無農薬・無化学肥料栽培のことをいう。

始めた1948年以降の過去最低を記録した(図2)。佐渡は四方を海で囲まれた島であるため、強風が吹くと潮風害を受けやすい。こうした被害は島特有のものといえ、同年の全国や新潟県の作況指数をみると、やや不作ではあるが佐渡ほどの著しい不作にはなっていないことがわかる。台風の影響を受けた2004年の前年、前々年は冷害による被害を受けており、2004年の台風はそれに追い打ちをかけた。そして、天候による被害は、単に収穫量の減少という被害だけにとどまらないものであった。渡辺(2012)は、この台風による不作の影響で販売店、消費者の信頼を失った佐渡米は翌年から約2万tの販売量の内5,000t程度を消費者に販売できなかったこと⁸⁾や、売れないことによる生産調整の強化によって毎年7億円程度の農業産出額の減少を招いたと述べている。

2008年には佐渡市が中心となって作った「朱鷺と暮らす郷づくり」認証制度が始まった。もちろん、この制度はトキの餌場を増やすという目的で始められたものではあるが、佐渡の置かれた厳しい状況が認証米をはじめとする環境保全型農業を後押ししたという側面もある。朱鷺と暮らす郷

認証米は開始初年度の2008年度の作付面積は427haであったが、その3年後の2011年度には1,308haまで拡大している。

3 トキ野生復帰と向き合う農家の実態

佐渡の農家がトキ野生復帰の取り組みをどのように受け止め、それによってコメ産地としてどのような変化を遂げてきたのかを把握するため、新穂地区の農家に対して聞き取り調査を行った。聞き取り調査は集落営農組合や農業生産法人を含め、7軒の農業経営体に対して実施した(表1)。また、聞き取り調査の結果を分析するにあたり、図3のように佐渡の農家をA～Eの五つのタイプに分類した。各分類の特徴は表2の通りである。

農家Aは集落営農組織を法人化した農業経営体である。経営面積は100haで、収穫した米はほぼ全量を直接販売で出荷している。台風による不作でコメが売れない状態が続いていたため、その状況を打破するきっかけになればと、認証米制度に参加した。現在は全品種を特別栽培で栽培し、大阪の米販店を中心にすべてのコメを直接販売で販売している。大阪の米販店が中心なのはJAの販売先が首都圏中

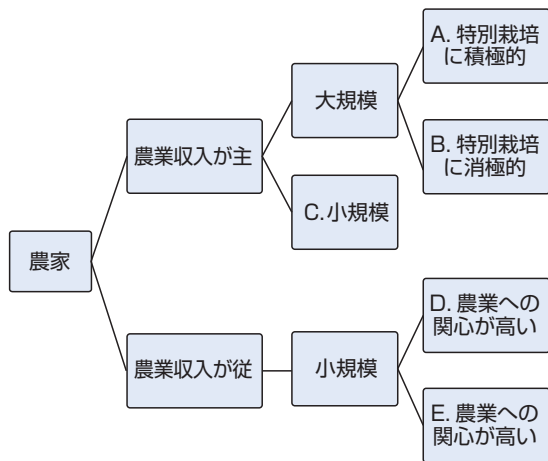


図3 佐渡の農家分類

表2 各分類の特徴

| 分類 | 特徴 | 環境保全型農業への積極性 | 聞き取り農家 |
|----|---|--------------|------------|
| A | 無農薬・無化学肥料栽培や認証米に積極的に取り組み、他の農家との差別化を図っている。農協よりも直接販売の割合が高い。 | 高い | 農家ア 農家イ |
| B | 労働コストを含めた生産コストを安くするため、5割減減栽培以上の特別栽培には消極的。農協への出荷割合が高い。 | 低い | 農家ウ 農家エ |
| C | 小規模経営では経営が厳しいため大規模化を図り、分類AかBに移行する。大規模化が難しい場合は、DかEに移行する。 | | — |
| D | 農業に興味関心がある。趣味として従事している人もいる。認証米への参加は「トキのためになるから」という意識が強い。耕地面積が小さく、補助金申請の手間も少ないため認証米に参加しやすい状況にある。 | 高い | 農家オ |
| E | 親から農地を相続したが他の職に就いている、高齢化等の理由のため、労働コストの低い栽培方法を指向。 | 低い | 農家カ |

心となっているためである。米販店を大切にしており、スーパーやコンビニチェーン店などには出荷していない。直接販売にはリスクも存在する。主なリスクとしては二つある。一つ目は、収穫後すぐに収入が入ってこない点である。農協に出荷する場合は、秋に出荷した段階で仮渡し金として収入が得られる。しかし、直接販売では年間を通して随時出荷する形となるために一度にまとまった収入が得られないという問題がある。二つ目は、万が一売れ残りがあった場合にブランド全体の足を引っ張る点である。売れなかった場合、安売りをせざるを得なくなる。もし、安売りした場合は、安い認証米が市場に出回ることになるので、ブランド全体の価値を低下させてしまうことにつながりかねない。今のところ売れ行きは好調であり、こうした問題は起きていない。将来はますます環境保全型農業が進むと予想されるため、さらなる差別化を図るために環境保全型農業の取り組みを強化し、2008年より8割減減栽培⁹⁾を開始した。しかし、8割減減である理由が消費者側に理解されずに、価格に反映されなかったり、売れないということがわかってきた。そこで、2009年には4.1haまで作付面積を拡大したものの、2012年では0.87haの作付けにとどめるなど規模を縮小している。8割減減栽培のように失敗した取り組みもあるが、農家アは環境保全型農業に積極的に取り組むことで、他の農家と差別化を図り、生き残りをかけているといえる。

農家イは、集落の農家13戸が集まって設立された任意組合を法人化した農業経営体である。経営面積は30haで、すべて慣行比5割以上農薬を減らして栽培を行っている。2001年から環境保全型農業に取り組み始め、2006年からは全水田で環境保全型農業に取り組んでいる。また、稲作経営の他に有機肥料の製造も手がけている。現在、無農薬栽培が0.5ha、8割減減を12.5ha、5割減減6.3haと農薬や肥料の使用量が異なる栽培方法を組み合わせている。無農薬栽培米は現在0.5ha栽培している。無農薬に取り組んだのは、

トキのためになればよいと思ったからである。しかし、現状において無農薬栽培は採算が合わず、これ以上の拡大は難しい状況にある。

農家ウは農家仲間8名で1992年に法人化した農業生産法人である。経営面積は20haで、生産したコメの6割を農協へ、4割を直接販売で出荷している。認証米は需要があるので売りやすいが、販売価格が慣行栽培とあまり変わらず収益拡大に結びつかないため、取り組んでいない。直接販売の出荷先は、都内のレストラン(2軒)である。インターネット販売などで収益をあげている農家もいるが、運賃もかかり、毎日メールをチェックして、1件ずつ送り状を書いて少量を発送するのは手間がかかるので行っていない。雇用を確保していくためには収益を上げる必要があるため、規模拡大したいと思っている。しかし、規模の拡大には設備投資にお金が必要となるが、条件が合わず補助金が下りないため、独自資金での投資は難しく、規模拡大には至っていないのが現状である。仕方がないので、収益拡大を目指すため、転作地で収入増加につながりやすい花(切り花)、種、ミニトマト、ほうれん草、りんどう、アスパラ、大根を栽培している。

農家エは、元公務員の農家である。公務員を退職したときの退職金を農機具などに投資して5~6年ほど前に農業に就業した。経営耕地面積は30haで、収穫したコメの7割を農協に出荷している。できるだけ労働力をかけずに効率よく生産を行うため、認証米や無農薬栽培は栽培していない。通常のコシヒカリは出荷の際に基準があるので、5割減減で有機肥料を栽培している。しかし、早生品種や飼料米は安い化学肥料を使用している。以前は国家公務員をやっていたため、昔からある農業集落のしがらみのようなものがなかった。そのため、自由に規模拡大ができ、今の耕地は新穂地区だけでなく国仲平野全体に広がっている。耕作条件の良いところを中心に、良いところがあればその都度規模を拡大していったためこうなっている。趣味とし

て0.2haほどを無農薬で栽培している。この水田では、収穫時期を過ぎても稲を刈っていない。その水田にはちゃんとトキやその他の鳥が降りてくる。沼地のような田んぼなので乗用の機械は入れない。手押しの機械で作業している。他の水田よりもトキが降りてくる。

農家オは農協に勤める農家である。農林業センサスの区分では、第2種兼業農家にあたる。経営面積は1haほどで、1人で農業に従事している。補助金がもらえるので認証米に参加した。補助金をもらうためには、生き物調査に参加したり、栽培記録をとらなければならない、事務作業は増えた。農協の職員として、ガスの販売やサービス提供を行っている。仕事の傍ら農業に従事している。後継者がいないので、今のところ農地を拡大するつもりはない。

農家カは1年前まで1.18haの水田を経営していた個人農家である。2012年春からは、足を痛めたため水の管理だけを行い、田植えや施肥といった作業を農家イに委託している。耕地は預けているだけで、生産委託による収入はほとんど入ってこないで、耕地を荒らさずに済むくらいしかメリットはない。平地だから委託先が見つかったが、山間部の耕地だと委託先すら見つからないかもしれない。

Ⅲ 佐渡が抱える課題

1 課題

(1) 生産上の課題

前章で述べたように、環境保全型農業の実施に消極的な農家も存在する。こうした農家が環境保全型農業に積極的になれない理由としていくつかの課題があることを指摘したい。まず、生産上の課題について三つほど述べる。

①申請書類の増加

認証米制度は佐渡市が農薬などの使用条件を満たしていることを消費者に対して証明するものである。市が環境に配慮して生産されたコメに対してお墨付きを与え、消費者の信頼を得ようという目的がある。そのため、規定の栽培条件を満たしていることを証明するために、農家は農薬の使用状況を記録用紙に記録し、市に対して規定の書類を提出しなければならない。この作業の手間が、認証米参加にメリットを感じない一つの原因となっている。このことについて農家エは「認証米制度が始まって、机上の仕事が増えた。農薬をいつ使ったのかなどの日報を記録しておかなければならないし、田んぼ1枚1枚に対して申請書を書かなければならない。法人化しているようなところならば農作業とは別に事務員が必要なくらいの作業量はあると思う。うちみたいな家族で経営している農家にとってはかなり面倒な作業になるだろう」と話していた。

②効率の低下

大規模化で効率性を高め、生産コストを抑えようとする農家にとって、環境保全型農法の労働集約的性格が課題となっている。農家エは「1枚の規模が大きい田んぼは、一



写真2 生きものを育む農法の一つである「江(深み)の設置」
(2012年10月、筆者撮影)

方から水を入れても全体を管理するのは難しい。減農薬米だと、「稲の根から〇〇センチの水深にすること」のような細かい決まりがあるが、一部分でもそれが守られないと途端に雑草が生えてくる。そんなことが起きて、あまりにも雑草の管理ができなくなって、たまたま除草剤を使えば、認証米からはすぐに除外されてしまう。そうしたら、今までどんなに手作業で除草して、手間暇掛けて管理してきた、その努力は水の泡になってしまう。効率は悪くなるけど、1枚あたりの面積が小さい方が管理しやすい」と話していた。

③生産技術の未確立

冬期湛水の実施によって苗の根元に緑藻類のアオミドロが発生し、土が浮き上がる表層剥離や根腐れが起きるといった報告がある。土が泥のような状態になり、トラクターなどの機械が深みにはまるケースも多数報告されており、生育状況の悪化だけでなく作業にも支障をきたす事態となっている。こうした現象を防ぐためにJA佐渡は3年に1度の割合で冬期湛水をしない「ローテーション化」を農家に呼びかけている(朝日新聞2010年8月1日)。この事例からわかるように、冬期湛水をはじめとする生き物を育む農法に関する技術はまだ完全に確立されたとはいえない状況である。

(2) 改善されない所得

JA佐渡管内における1等米コシヒカリ(慣行栽培)60kgあたり農家の手取り額は減少する傾向にある(図4)。1990年に23,604円だった手取り額も2010年には13,916円となっており、ここ20年間で1万円近く下落している。また、一般米と認証米の価格差はわずかしかない(表3)。収穫後すぐの出荷段階でJAが農家に支払う仮渡し金ではその価格差は60kgあたり200~500円しかなく、認証米を作ったとしても販売金額の増加に結びつかない実態を示している。

(3) 水田の評価

環境保全型農業は農薬や化学肥料の使用を抑えることに

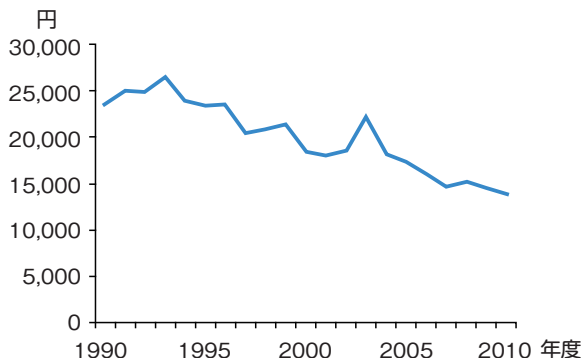


図4 1等米コシヒカリ(慣行栽培)60kgあたり農家の手取り額の推移(JA佐渡)

表3 1等米コシヒカリ60kgあたりの販売単価、生産者手取り、仮渡し金(JA佐渡)

| 西暦 | 販売単価 | 生産者手取り | | | 仮渡し金 | |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | 慣行 | 5割減減 | 認証 | 一般 | 認証 |
| 2008 | 17,496 | 15,252 | 15,382 | 16,362 | 14,000 | 14,500 |
| 2009 | 16,685 | 14,480 | 14,554 | 15,068 | 13,700 | 14,200 |
| 2010 | 15,942 | 13,916 | 13,958 | 14,350 | 12,300 | 12,500 |
| 2011 | | | | | 16,000 | 16,200 |
| 2012 | | | | | 15,500 | 15,700 |

佐渡農業普及指導センター提供資料より作成。
※2011年度、2012年度の販売単価と生産者手取りは、販売が終了していないため未確定。

より、生物多様性を高める効果がある。さらに、認証米の条件となっている生き物を育む農法¹⁰⁾を実施することで、より生物多様性の高い田んぼにすることが可能となる。しかし、この生き物を育む農法にも問題点がある。それは、多くの農家が実施に手間がかからない冬期湛水を選択していることである。農家Aは「冬期湛水を実施している。理由は手間がかからないから。でも、水があまり溜まらない。市のほうも溜まらないのは知っていて、轍にある程度水があれば条件を満たしたことになる」と話していた。多くの農家が、実施に手間のかからない冬期湛水を選択している。このことについて、NPO法人トキどき応援団の計良武彦氏は「今のところエサ場は足りている。冬場は田んぼに水を張るとかやっているけど、水の流れがないからすぐに凍ってしまう。雪が降っても凍らない水場が必要。清水平のビオトープみたいに沢の水を入れてあげれば、沢の水は温かいから凍らない。そういった工夫は必要」と話す。現在、行われている生き物を育む農法が本当に生き物を育むための農法であるのか、その有効性を確かめる必要がある。

2 行き詰まる朱鷺ブランド

佐渡市役所によると現在首都圏を中心に260店舗ほど(大手スーパーチェーン店は除く)の販売先を確保しているが、認証米として生産された米の全量が認証米として出ているわけではなく、知名度が足りない状況だという。現状では、売れ残った認証米を一般米(5割減減)として販売している実情がある(新潟県佐渡地域振興局)。認証米制度を開始した2008年に収穫された全量2万トンのコシヒカリは翌年2月までにすべて販売契約が済み、好調な滑り出しで認証米制度はスタートしていた(朝日新聞2009年3月28日)。しかし、今では認証米が売れ残っている状況にあり、農家Aは「認証米が売れ残っているから、佐渡市は生産数量を減らしたいのだろう。食味に関する基準が認証米の条件に追加されて、ますます条件が厳しくなってきた」と話している。認証米の条件を厳しくすることは、過剰な米の生産量を抑えて需給バランスの均衡を保つだけでなく、さらなる付加価値を生むことにつながる。しかし、生産条件を厳しくすることは農家への負担増加にもつながり、ますます

認証米参加へのハードルが上がることになりかねない。農家Eは「認証米を作ろうと途中まで頑張ってもちょっとミスをして、農薬を使えば今までの努力がすべて水の泡になってしまう」と話し、認証米の参加をためらう。こうした状況をみると、佐渡市の生き物ブランド米「トキの暮らす郷認証米」は好調とはいえない。

トキの野生復帰や環境保全型農業推進の取り組みを受けて、佐渡という産地の評価が上がったかというそうでもない。それは米の相対取引価格から読み取ることができる(図5)。相対取引価格をみると、魚沼コシヒカリが全銘柄の中で一番価格が高い。魚沼コシヒカリに次いで新潟県産コシヒカリ、その他のブランド米、北海道産の順になっている。佐渡産米は魚沼産を除く新潟県産コシヒカリよりも価格は高めとなっている。認証米制度の始まった2008年以降も、魚沼産に次ぐ高値のブランドを維持しているが、必ずしも認証米の登場で相対取引価格が上がったわけではない。

3 課題の整理と対策の方向性

前節までで明らかにしたように、「朱鷺と暮らす郷づくり」認証制度には多くの課題が残されたままとなっている。これらの課題の解決がままならない状況のなかで、コメ産地としての低迷期を抜け出そうと始まった認証制度も時が経つにつれて少しずつ陰りが見え始めている。トキを野生復帰させる点においても、コメ産地として佐渡が生き残りを図るという点においても、今まで述べてきた課題を直視せずに成功はないといえる。佐渡市環境基本計画では、環境にやさしい米づくり等面積(ha)を2016年までに6,300haまで拡大させることを目標としている。何をもち「環境にやさしい米づくり等」と定めているのか明確な記述がないため、具体的な評価はできないが、分類Bのような農家がある程度存在していることを考えると、この目標を達成することは難しいと思われる。今、認証米制度そのもののあり方を見直す時期を迎えているのではないだろうか。

図6は本研究で明らかにしたことを踏まえて対策の方向性を示したものである。分類Aと分類Bが分化している現状は、トキが住める環境を謳って産地としての評価向上を目指している佐渡の向かっている方向とは真逆を成すもの

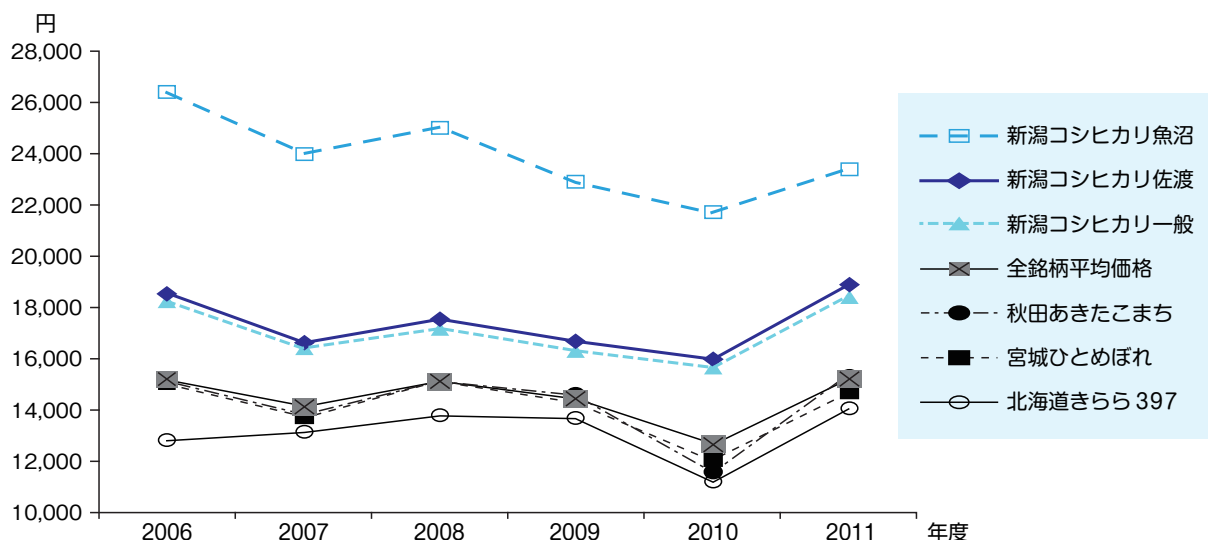


図5 主な銘柄の相対取引価格の推移
農林水産省のデータを基に作成

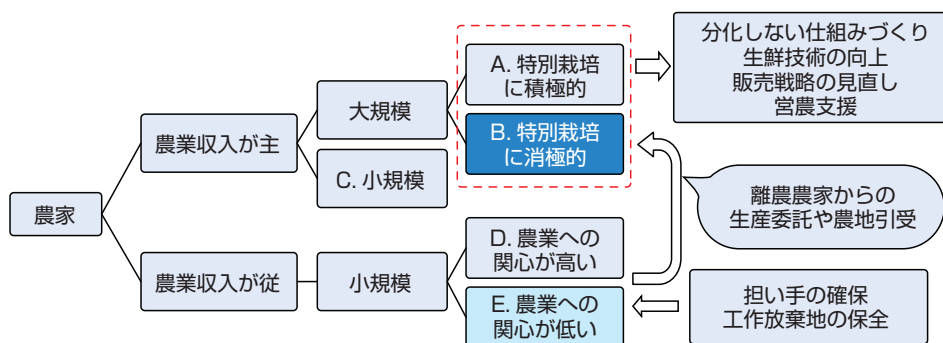


図6 対策の方向性

である。分類Bに属する農家が分類Aに移行するためには、本章で指摘した課題を解決する必要がある。そのために「生産技術の向上」、「販売戦略の見直し」、「営農支援」といった対策をとることが必要である。もちろん、この三つに限らず佐渡の現状を踏まえて適切な対策がとられることを期待したい。また、今後は、農家力のような分類Eの農家が増えていくことが見込まれるため、高齢化や後継ぎ不足といった課題への対策も忘れてはならない。

IV おわりに

本稿では、佐渡の農家がトキ野生復帰の取り組みをどのように受け止め、それによってコメ産地としてどのような変化を遂げてきたのかを、各種統計や筆者が実施した農家への聞き取り調査の結果から考察してきた。その結果、農家の中にも環境保全型農業である認証米の参加には積極的な農家と消極的な農家がいることがわかった。認証米に積極的な農家は、特別栽培米に取り組むことで他の農家と差別化を図り、コメを優位に販売したいという意図があった。一方で、認証米に消極的な農家は認証米が抱えるいくつかの課題を意識し、認証米に参加することに対して、あまりメリットを感じていないことがわかった。今後、認証米に

消極的な農家が認証米制度に参加するようになるためには、本稿で指摘したいくつかの課題を解決することが必要となるだろう。認証米制度をコメ産地としての生き残り策として捉えるならば、これらの課題にしっかりと向き合っていく必要があるといえる。

今回行った聞き取り調査では大規模な法人農家が多く小規模農家の実態を明らかにするには至らなかった。大規模・専門化が進んでいるとはいえ、未だに小規模農家の割合は高い。そのため、小規模農家の実態を知ることは佐渡の農業を議論する上では重要である。小規模農家については今後の研究課題としたい。

謝辞

本稿は法政大学文学部地理学科2012年度卒業論文を加筆・修正したものである。作成にあたり、調査に協力いただきました新穂地区の農家の皆様、新潟県佐渡地域振興局農林水産振興部課長の藤巻伸一氏、NPO法人トキとき応援団の計良氏を始め、ご協力いただきました全ての方々に、この場を借りて厚く御礼申し上げます。最後に、卒業後も親身になってご指導いただきました伊藤達也先生には、深く感謝を申し上げます。

注記

- 1) 農林水産省(1994)において「農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくりなどを通じて化学肥料、農薬の使用などによる環境負荷の軽減に配慮した持続的農業」と定義されている。
- 2) 佐渡島は日本海に位置する面積855.33km²(東京23区の約1.4倍)、人口62,727の島で2004年3月1日に10市町村が合併し、島全体が佐渡市の市域となっている。島の北部に大佐渡山地、南部に小佐渡山地がある。二つの山地の間にある国仲平野は、稲作が盛んである。
- 3) 佐渡市が実施している農家の支援制度。認証米の条件となっている「生き物を育む農法」や生き物調査の実施に対しても助成金が出る仕組みとなっている。
- 4) NPO法人トキどき応援団は、トキの好きな人たちが集まって開いた勉強会をきっかけに設立された団体で、清水平を中心にピオトープの整備を行っている。現在の会員は約180名で、その半数は島外住民である。
- 5) NPO法人トキどき応援団の理事である計良氏は「現在、管理しているのは清水平のピオトープのみ。今後は他にも増やしていきたいけど、今は人手がない。ピオトープの管理は日当を渡せば誰でもやってくれるけど、ボランティアでやってくれる人はいない。やってくれるのは、せいぜい私みたいに定年退職した人くらいだ」と話していた。
- 6) この制度ができたことで、通常の流通ルートの例外として生産者が消費者へ直接コメを売ることができるようになった。2007年に改正された特別栽培農産物に係る表示ガイドラインでは、特別栽培農産物を「その農産物が生産された地域の慣行レベル(各地域の慣行的に行われている節減対象農薬及び化学肥料の使用状況)に比べて、節減対象農薬の使用回数が50%以下、化学肥料の窒素成分量が50%以下、で栽培された農産物」と定義している。
- 7) 作況指数は、その年の「10a当たり平年収量」に対する「10a当たり収量」の比率で表される。106以上が「良」、105～102が「やや良」、101～99が「平年並み」、98～95が「やや不良」、94～91が「不良」、90以下が「著しい不良」として作柄が決定されている。
- 8) 消費者に販売できなかったものは、政府米等で販売。
- 9) 表1の注参照。
- 10) 冬期湛水、江の設置、魚道の設置、ピオトープの設置のうち、いずれか一つ以上行うことが、「朱鷺と暮らす郷づくり」認証制度に参加するための条件になっている。

参考文献

- 大竹伸郎(2010) 佐渡市におけるトキ放鳥と水田稲作農業の課題, 環境共生研究, 3, 78-88.
- 佐渡市(2007) 佐渡市環境基本計画.
- 佐渡市(2004) 環境の島・エコアイランドに向けた取り組み.
- 田中裕人, 上岡美保(2008) トキの野生復帰に向けた環境保全型農業の活動団体の取組みと課題——新潟県佐渡市のトキの田んぼを守る会を対象として, 農村研究, (106), 57-67.
- 田中裕人(2011) トキの試験放鳥直前の佐渡市のレクリエーション機能の評価, 食農と環境, (8), 96-103.
- 農林水産省(1994) 環境保全型農業の基本的考え方, pp.1-7.
- 農林水産省(2010) 生きものマークガイドブック.
- 農林水産省(2011) トキと暮らす郷づくり 佐渡の農業が育む生物多様性, Aff, 42(9), 4-8.
- 北陸農政局新潟統計・情報センター(2005) 災害による大打撃新潟農業2004: 7.13豪雨水害・台風第15、16、18号・中越地震・豪雪の記録, pp.97.
- 北陸農政局佐渡統計・情報センター(2005) 佐渡を襲った夏台風、潮風がもたらした悪夢の記録, pp.44.
- 本田裕子(2009a) 放鳥直前期におけるトキ放鳥への住民意識——佐渡市全域のアンケート調査から, 東京大学農学部演習林報告, 121, 149-172.
- 本田裕子(2009b) 放鳥直後期におけるトキ放鳥への住民意識——佐渡市全域のアンケート調査から, 山階鳥類学雑誌, 41, 74-100.
- 渡辺竜五(2012) 世界農業遺産「トキと共生する佐渡の里山」における農業, 土地改良, 50(4), 2-9.

参考新聞記事

- 朝日新聞2009年3月28日朝刊 新潟県35ページ「島の再生を握る認証米」
- 朝日新聞2009年5月12日朝刊 東京本社23ページ「生きもの共生でブランド力」
- 朝日新聞2010年8月1日朝刊 新潟県27ページ「佐渡の田んぼ異変」